

「京都マラソン 2027」沿道カメラ等設置撤去業務 仕様書

1 委託業務の名称

「京都マラソン 2027」沿道カメラ等設置撤去業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 京都マラソン 2027 の概要

- (1) 名 称 京都マラソン 2027
- (2) 開 催 日 令和9年2月21日（日）
- (3) 趣 旨 ①市民スポーツの振興
②京都の魅力の国内外への発信
③京都のまちの活性化
- (4) 主 催 京都市、一般財団法人京都陸上競技協会
- (5) 種目・定員 マラソン（16,000名）
ペア駅伝（250組500名）
車いす競技（20名）
- (6) 競技時間 マラソン6時間
- (7) コー ス 別紙1のとおり

4 委託内容

- (1) コース沿道への沿道カメラの設置（照明柱等の既存の工作物、自立式三脚等に設置）

【設置台数】45台

【仕様】

- ・カメラ 「MCF-PT02」クラスと同等以上の性能を有するもの
モバイルルーターは総務省技術基準適合証明を受けているもの
- ・バッテリー リチウムイオン電池を使用している場合は、PSE（電気用品安全法）認証を受けているもの
- ・通信回線 光回線、NTT ドコモ回線（4GLTE 受信最大 1.7Gbps、送信最大 131.3Gbps 程度）
と同等以上の通信回線を使用

※ 設置予定箇所等は別紙2をご確認ください。

- (2) 大会本部等でのカメラ映像モニタリング

【モニタリング箇所】6箇所

- ・大会本部：京都市勧業館みやこめっせ（京都市左京区岡崎成勝寺町9-1）
45箇所配信 60インチモニター5台 9分割
60インチモニター2台（医療班用）
- ・警察本部①：京都府警察本部指令センター（京都市上京区衣棚通出水下の常泉院町128）
45箇所配信 60インチモニター5台 9分割
警察本部②：京都府警察本部警備一課（京都市上京区藪之内町85-3）
カメラ映像設定作業※本部の既存モニターを利用する。
- ・消防本部①：消防学校内＜指令センター＞（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3）

- 18箇所配信 37／60インチモニター1台ずつ及び50インチモニター1台 9分割
- ・消防本部②：消防庁舎内（京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450ー2）
- 18箇所配信 37／60インチモニター1台ずつ
- ・たけびしスタジアム京都（京都市右京区西京極新明町29）
- カメラ（4箇所配信 37インチモニター1台 4分割）
- ※ 機材設置数等、詳細は別紙3をご確認ください。

5 記録映像の提出

大会終了後に、録画した映像を記録媒体に保存し、令和9年2月26日（金）までに提出すること。なお、一般的なメディアプレイヤーで再生可能な形式とすること。

6 報告書の提出

本業務をすべて終了したときは、実施内容が分かる書類を添付のうえ、令和9年3月1日（月）までに業務終了報告書を提出すること。

7 業務を行ううえで留意する点

- （1）本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- （2）業務遂行に当たっては、京都マラソン実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、委員会の指示に従うこと。また、他の業務受託者としっかり連携を行うこと。
- （3）受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- （4）納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は京都マラソン実行委員会が保有し、委員会が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- （5）本業務の全部または主たる部分を第三者に委任してはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都マラソン実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。

なお、一括再委託を行うことはできない、

【一括再委託の基準】

- ア 契約金額の内訳のうち、7割を超える額に相当する部分を再委託するとき。
 - イ 契約履行手段の主な項目である部分を再委託しようとするとき。
 - ウ 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行箇所に常駐等せず、実際には直接、指揮又は検査等を実施しているとは認められないとき。
 - エ 再委託の相手側が更に実際に作業に当たる業者に再委託するとき
- （6）事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。